

平成 29 年 6 月

厚生労働大臣
塩崎恭久様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

労働保険料等の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金融界は、金融機関の振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動の実現などにより、世界最先端の決済サービスを提供することを目指し、現在、検討を進めております。

また、平成 28 年 6 月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討を行っております。

一方、貴省におかれては、平成 24 年 2 月から労働保険料に係る口座振替の対象事業主を拡大されるなど、納付者の利便性向上や電子申告等の推進等に繋がる取組みを実施されていますが、貴省の取組みと金融界における決済インフラの高度化への取組みとが相まって、電子納付やペーパーレス化（口座振替、事務処理の電子化）など、納付者の利便性の一層の向上や収納機関および各金融機関の事務効率化に繋がる動きが、さらに進展することが期待されます。

しかしながら、現行の各金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付の取扱い、電子申告・電子納付推進の阻害要因になっています。

また、預金口座振替の手数料について、各金融機関の事務処理コストに見合った適正化が必要と考えております。

つきましては、下記の項目を平成 30 年度予算要求の重点項目として取りあげていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 労働保険料の電子申告・電子納付の推進

現在、各金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、各地方労働局に回付する事務を取り扱っている。このため、事業主は、労働保険料の納付と申告のために金融機関窓口に出向く必要があり、負担となっている。

こうした事業主の負担の軽減および納付者の利便性向上等の観点から、貴省におかれては、事業主に対して、労働保険料の口座振替の利用勧奨と併せて、電子申告・電子納付の利用を積極的に働きかけていただきたい。

さらに、労働保険料の電子申告、電子納付をより一層推進するためには、上記のような金融機関における労働保険料の申告書の受付・回付事務の廃止等の見直しが必要と考える。これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、また、顧客（個人）情報保護の観点からも、事業主が電子申告あるいは各地方労働局などに直接申告する本来の取扱いへの変更について検討をお願いしたい。

また、電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるペイジー「ダイレクト方式」については、国税庁が積極的に利用勧奨していることもあり、国税における利用が年々増加している。労働保険料についても同方式を早期に導入していただきたい。

2. 国民年金保険料等の電子納付・口座振替の推進

国民年金保険料、社会保険料について、電子納付および口座振替の推進をお願いしたい。

特に、国民年金保険料については、政府の IT 戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）の工程表において『マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム』（平成 27 年 6 月 22 日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）に基づく取組を着実に実施し、マイナポータルにおいて、年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供について実現に向けた取組みを推進するとされていることを踏まえ、関係省庁間で連携しつつ、早期実現に向けた検討をお願いしたい。

3. 預金口座振替に係る経費負担の適正化

現在、労働保険料、国民年金保険料および社会保険料の預金口座振替については、貴省の公募要領により、それぞれ 1 件当たり 10.8 円（領収証書の郵送実費等を除いた手数料）の実質手数料を負担いただくこととなっているが、当該手数料について、各取扱金融機関の収支相償の原則の観点から、各取扱金融

機関の口座振替に係る事務処理コストに見合った適正化をお願いしたい。

以 上